

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和元 年 6 月 6 日

秋田県知事 殿

提出者 〒018-3393

住 所 秋田県北秋田市鷹巣字東中岱76-1

氏 名 秋田県北秋田地域振興局建設部

部 長 武藤 秀男（公印省略）

電話番号 0186-62-7162

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	米代川流域下水道鹿角処理センター
事業場の所在地	鹿角市十和田錦木字赤坂田104
計画期間	平成31年4月1日から令和2年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	下水道事務所（3633）
② 事業の規模	鹿角処理センター 汚水処理能力8,200 m3/日
③ 従業員数	秋田県北秋田地域振興局建設部保全・環境課下水道班 3名 秋田県北環境保全センター 16名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 表—1 参照

（日本工業規格 A列）



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙 表-2 参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成30年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	廃油	ガラス、陶磁器	金属くず	廃プラ	汚泥（し渣）	汚泥（活性炭）
	排 出 量	6058.3t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	（これまでに実施した取組） 発生する産業廃棄物のうち最大の下水汚泥を脱水処理後、秋田臨海処理センターに搬出し、焼却処理を行い、最終的に発生した焼却灰は、秋田県環境保全センターにて埋立処分している。							
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	廃油	ガラス、陶磁器	金属くず	廃プラ	汚泥（し渣）	汚泥（活性炭）
	排 出 量	5837.8t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	（今後実施する予定の取組） 処理する汚水はほぼ横ばいだが、現状の処理方式を適正に維持し、汚泥の減量・安定化を図り排出抑制に努める。							

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 下水汚泥、し渣等個別に分離処理して分別を徹底し、適正に処理している。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状の処理方式を適正に維持し分別に努める。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	金属くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	金属くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（平成30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	金属くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	6022.79 t	t
	(これまでに実施した取組) 汚水及び汚泥の安定処理を維持しながら、脱水等の方策により発生汚泥の抑制を行っている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	金属くず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	5803.58 t	t
	(今後実施する予定の取組) 施設の機能を適切に維持運営して汚水及び汚泥の効率的処理により発生汚泥の抑制に努める。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	金属くず
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	金属くず
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度（平成30年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	廃油	ガラス、陶磁器	金属くず	廃プラ	汚泥（し渣）	汚泥（活性炭）
	全処理委託量	35.51t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量							
	再生利用業者への 処 理 委 託 量							
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量							
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量							
①現状	(これまでに実施した取組)							
	焼却灰は秋田臨海処理センターで埋立処分を委託している。							

【目標】

産業廃棄物の種類	下水汚泥	廃油	ガラス、陶磁器	金属くず	廃プラ	汚泥（し液）	汚泥（活性炭）
全処理委託量	34.22t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
優良認定処理業者への 処理委託量							
再生利用業者への 処理委託量							
認定熱回収業者への 処理委託量							
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者への 処理委託量							

（今後実施する予定の取組）

処理する汚水はほぼ横ばいだが、現状の処理方式を適正に維持し、汚泥の減量・安定化を図り排出抑制に努める。

②計画

※事務処理欄

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元

請
じ

完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応

事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了する

ま
ど。

での一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

中
間

- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

量
行

- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

と
の
入

- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

- 7 ※欄は記入しないこと。

表 1

産業廃棄物処理フロー図 (令和元年度計画)

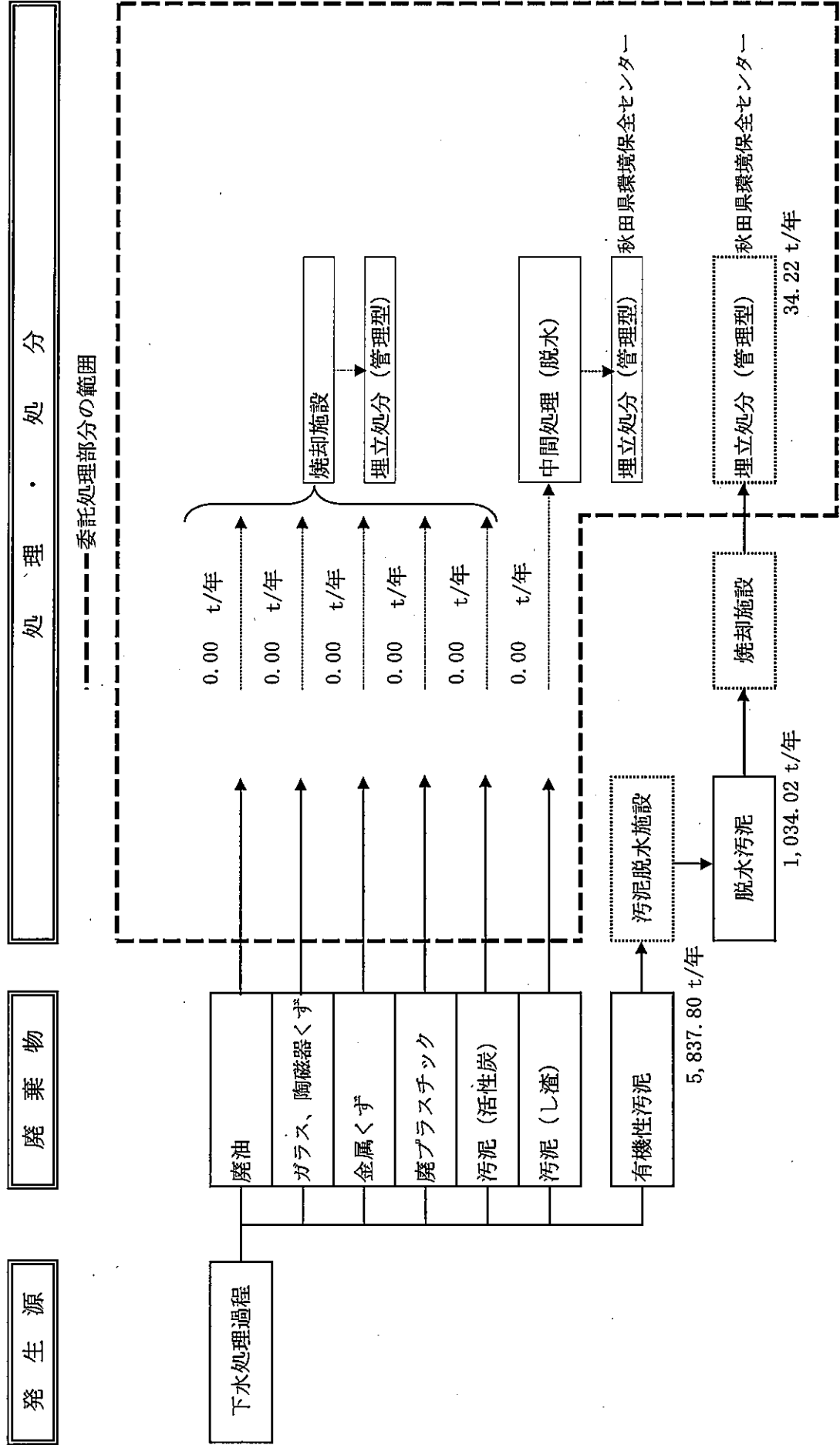
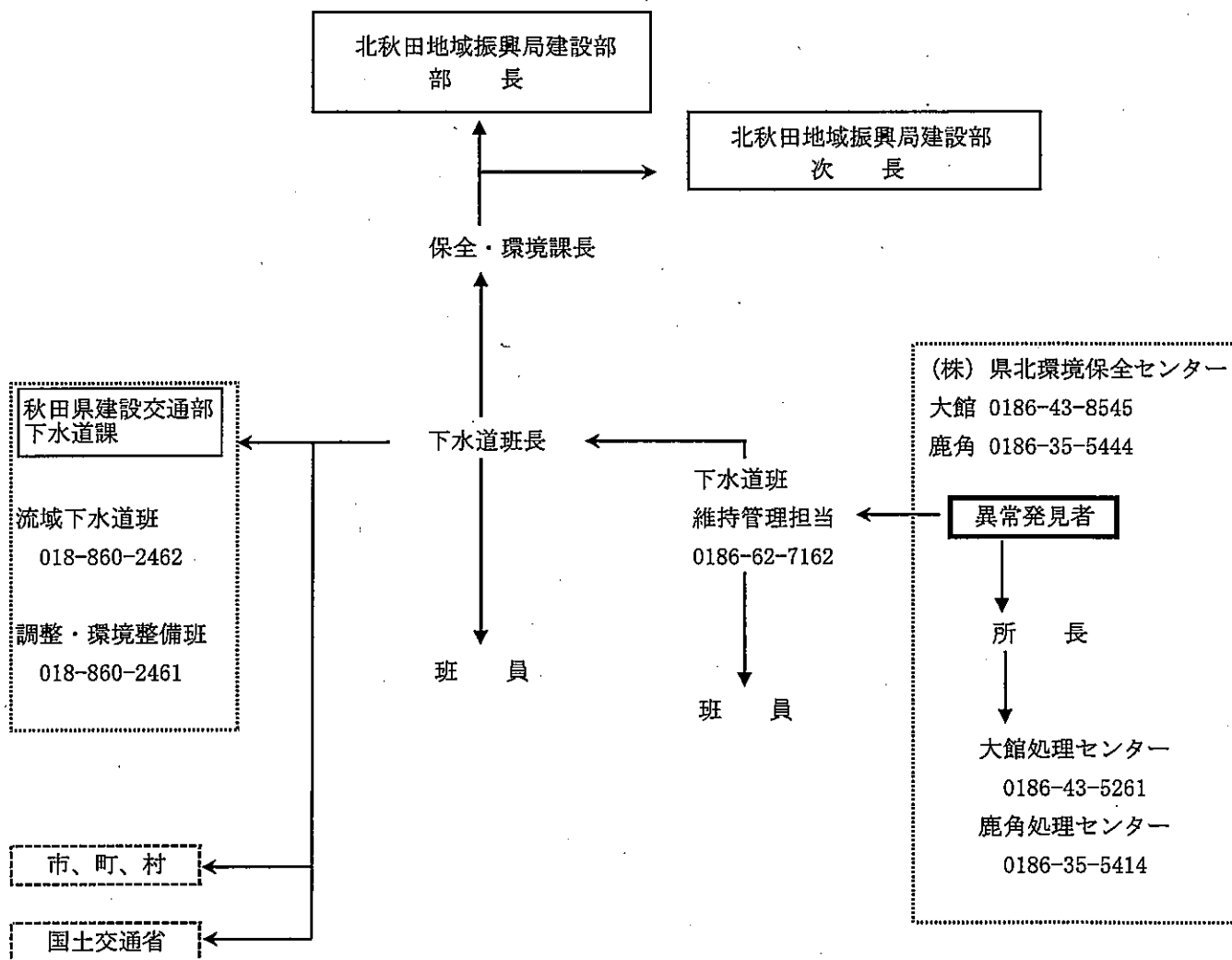


表 一 2

産業廃棄物の処理に係る管理体制図



処理計画書の策定及びその実施、産業廃棄物管理票の確認・保管は、下水道班が行う。